紹介状なしの定額負担(初診時・再診時の選定療養費)の変更について

令和 4 年度診療報酬改定により、外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、大学病院及び地域医療支援病院等に紹介状なしで受診する場合等の定額負担の対象と負担金額が見直され、令和 4 年 10 月 1 日より施行・適用されます。

この改定により、紹介状なしで初めて受診する場合の「初診時選定療養費」及び、病状が 安定し他院へ紹介した後も、当院での診療を希望して受診する場合の「再診時選定療養費」 の金額が下記のとおり変更となりますのでご理解の程よろしくお願いいたします。

また、当院かかりつけであっても、新たな診療科を受診する場合は、初診時と同じく、他院 からの紹介状や当院主治医からの院内紹介がない限り、初診患者扱いとなり通常の診療費と は別に「初診時選定療養費」をご負担いただきます。

これらのご負担は大病院への患者集中を防ぎ、「病院完結型の医療」から「地域完結型の 医療」を目指すという国の方針により義務付けられたものであり、増額負担分の金額は診療 報酬から控除されるため、病院の利益となるものではございません。

選定療養費	令和4年9月30日まで	令和 4 年 10 月 1 日~
初診時	5,500 円(税込)	7,700円(税込)
	<以下に該当する方は徴収いたしません>	
	・紹介状をお持ちの方	
	・人間ドックや健診の結果により要精密検査依頼書をお持ちの方	
	・救急(夜間・休日・救急搬送等)で受診された方	
	・労災、公務災害、交通事故、自由診療の方	
	・外来受診後にそのまま入院された方	
	・指定難病、生活保護、障がい等に関わる公費受給者証をお持ちの方(乳	
	幼児・ひとり親を除く)	
	・10/1~当院の主治医から院内紹介がある方	
	・その他、受診する必要性を特に認めた患者	
再診時	2,750 円(税込)	3,300円(税込)
	<以下に該当する方のみ受診の都度徴収させていただきます>	
	症状が安定し、他院へ紹介状により逆紹介したにも関わらず、本人の強い	
	希望により、紹介状を持たず、引き続き当院を受診する場合	